

利用される皆様へ

本書は、障がいのある方の生活を支援する各種福祉施策の内容を、原則として令和7年4月現在でまとめてあります。施策によっては変更される場合がありますので、詳細は最寄りの保健福祉事務所、市町村等の窓口にお確かめください。

また、手当や年金等の対象となる障がい程度は、制度ごとに個別に定められており、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳に記載されている等級と異なります。これらの制度の「該当する障がい程度」は目安を表したものですのでご注意ください。

該当する障がい程度の記載例（身体障がいの場合）

等級 障がい	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	○	○				
聴覚		△				
上肢		△	△			

障害等級を示しています。

視覚障がい者のうち、1級及び2級の方が該当することを示しています。

聴覚障がい者のうち、2級の一部の方が該当することを示しています。

上肢障がい者のうち、2級及び3級の一部の方が該当することを示しています。

※「障害」の表記について

長野県では、「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記しております。

（ただし、法令の名称や用語、他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合等は除きます。）

信州あいサポート運動について



信州あいサポート運動とは

誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある方への必要な配慮、障がいの有無にかかわらず共に生きる社会のあり方などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民の皆さんと一緒につくっていく運動です。

【あいサポートの名前】

「愛情」の「愛」、私の「I」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

【あいサポート運動のシンボルマーク】

シンボルマークのデザインは、障がいのある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しています。後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポーター）」の「S」を表現しています。

ベースとしている「橙色（だいだいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例について

（令和4年10月完全施行）

障がいのある人に対する差別をなくし、すべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現を目指し、制定された条例です。

長野県は、条例の啓発活動に取り組むことにより、障がいのある人が日常生活や社会生活をおくるうえで支障となる様々なバリア（社会的障壁）を取り除くことは社会の責務であり、社会全体の問題であるという「障がいの社会モデル」（注1）の考え方を広め、障がいのある人が安心して暮らせる社会を目指します。

条例のポイント

- 障がいのある人に対して、障がいを理由とした差別を禁止
- 民間事業者の「合理的配慮の提供」を義務化（法律に先がけ、令和4年10月1日から）
- 紛争解決のしくみ（あっせんを行う調整委員会の設置など）を整備

（注1）

社会モデルとは、「障がい」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によってつくり出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは、社会の責務であるという考え方です。